横田基地もいらない10・８市民交流集会　ＣＶ22オスプレイの横田配備を許すな！（撮影　国富建治）

目次
もくじ
contents

事務局から

●第12期の第５号をお届けします。
●第12期第６号は、11月30日発送予定です。
●事務所にはスタッフが常駐していません。ご連絡の際はFAXかお葉書が確実です。転居の際には必ずご連絡ください。

高江・辺野古で進む米軍基地建設強行
――問われる我々（「本土」）の姿勢

１．強行されるヘリパッド建設

「あと４カ所もオスプレイパッドが出来たら本当に住めなくなります」「安倍首相は住民の生活のことなど全く考えていません」。

10月13日衆議院議員会館で開かれた集会で、国を相手取って工事の差し止め訴訟を起こした「ヘリパッドいらない住民の会」の伊佐育子さんの悲痛な叫びだ。

東村・高江、国頭村・安波では連日、安倍政権によるなりふり構わないヘリパッド建設工事が強行され、全国から動員された機動隊による凄まじいばかりの暴力が横行。けが人や逮捕者も続出している。９月28日には、抗議していた市民が機動隊によってロープで体を縛られるという事件も発生。警察は「安全確保のための命綱だ」とうそぶいているが、ロープ製造会社は「人を支えられる強度はない」と証言。市民を物扱いする警察の傍若無人さだ。

９月13日、陸上自衛隊木更津駐屯地・中央即応集団所属のCH47ヘリコプターが、工事車両、機材を運搬するために初めて投入された。米軍基地建設に自衛隊が動員された。しかも、同部隊は「日本版海兵隊」とも言われ、対テロ戦争のための部隊だ。沖縄の基地反対運動に対して動員された意味は極めて重要ではないか。

今後、オスプレイパッド建設の為に、２万４千本もの立木が伐採されるという。そうなれば、「やんばるの森」と言われ、ノグチゲラやヤンバルクイナなど希少生物が生息する豊かな自然は取り返しのつかないほど荒れ果てていくだろう。

先に完成したN4地区のオスプレイパッドは2015年２月から運用が開始され、集落上空の低空飛行、夜10時以降の夜間訓練が横行し、騒音と低周波、墜落の恐怖や生活破壊をまき散らしている。生徒の中には睡眠障害で学校を欠席するなどの被害が出ており、引越しをする家族も出ている。

人口150名の高江集落を取り囲むように配置された６カ所の新ヘリパッド建設計画に対し高江の人びとは「住民の会」を結成、2007年から始まった工事に対して座り込みで反対・抵抗を続けて来た。安倍政権は、地域住民や世界の人々の声に真摯に耳を傾け、直ちに工事を中止しなければならない。

２．辺野古新基地建設を巡る不当で異常な判決

一方、辺野古への新基地建設を巡って新たな動きが生じて来ている。

９月16日、辺野古埋立て承認取り消し違法確認訴訟において、福岡高裁那覇支部の多見谷裁判長は、国側の主張を全面的に認め、翁長知事が承認取り消しに応じないのは違法だとする判決を言い渡した。

判決は、「普天間飛行場の被害を除去するには新施設（辺野古基地）建設以外にはない」と決め付けた。しかし、何度もの選挙で示された新基地建設反対の民意については全く考慮すらせず、「移転は沖縄県の基地負担軽減に資するもので、民意に反するとは言えない」と切り捨てた。

本来の争点は、知事が持っている公有水面の埋め立て承認・許可権限を国が奪って良いのか、という地方自治と国の関与を巡る点であるにもかかわらず、多見谷裁判長は、県側の証人申請を全て却下。沖縄の「地理的優位性」や北朝鮮のミサイルの性能にまで言及し、国の防衛・外交政策に地方自治体・住民は従うべきだという政治的な判断、沖縄の住民は基地負担を受忍すべきだという差別的な判決を下したのだ。

裁判は最高裁に持ち込まれるが、従来の最高裁の判例にすら反する解釈に満ちた原判決を容認するのだろうか？　実質審理を行わないなら年内の判決が予想される。そして、本年３月４日に国が「和解勧告」を受け入れて以来中止されていた辺野古基地建設工事が再開されようとしている。

３．「本土」＝ヤマトの我々の課題

連日、ヘリパッド建設に抗している高江や新基地建設を阻止し続けている辺野古には「本土」からも多くの仲間が支援に駆け付けており、「一坪たりとも故郷の土を戦争に使わせない」と、辺野古の海を埋め立てるための土砂を搬出さない運動も起きている。８月31日には、世界170カ国以上の政府や政府機関、NGOで構成する国際自然保護連合（IUCN）が日米両政府に対し、名護市辺野古を含む沖縄本島の外来種侵入防止対策の強化を求める勧告案を圧倒的多数で決議した。しかし日本政府は棄権したという。

こうして沖縄の辺野古・高江には国の内外から関心や支援が集まってきているが、沖縄の人々が島ぐるみで、自らの未来をかけて、生活と命をかけて安倍政権の暴挙と闘っていることに対し、「本土」＝ヤマトに住む私たちは、まだまだ無自覚で、立ち遅れていると言わなくてはならない。

「ヤマトの人たちも加害者だ」「沖縄差別はもうやめてくれ」「沖縄は自分たちで将来を決める」。この声を「本土」に住む私たちはどのように受け止めるべきなのか？　日々基地負担を強いられ、生活・生命を脅かされている現状を私たち自身のこととして受け止め、沖縄の人々の声に真摯に耳を傾けていく必要がある。

辺野古、高江に支援に駆け付けることは極めて重要だし、現地では一人でも多くの人員を求めている。その一方で、安部政権に対する「本土」＝ヤマトでの闘いが強く求められている。首相官邸、防衛省、外務省、警視庁あるいはアメリカ大使館への抗議行動等々、首都圏にいる私たちにできる行動は数多くある。また、沖縄で行われているすさまじいばかりの暴力、あからさまな差別を報道しないマスコミに代わり、広く人々に伝えていく役割もある。

「決してあきらめない」という沖縄の人々の粘り強い姿勢に学び、創意工夫を重ねていこう。共に行動し声を上げていこう。

（中村利也／辺野古への基地建設を許さない実行委員会）

「心も生命も奪う壊憲NO！　11・26」集会へ

安倍政権は、昨年９月、集団的自衛権を可能にする戦争法案を強行採決、つづく今年の参議院選での結果衆参で３分の2の改憲勢力を確保し、改憲にむけた動きを加速している。その一方で、教育委員会制度の改悪、道徳教育の教科化をはじめ、教育の政治支配と愛国心教育の強制をはかってきた。

こうしたなか、石原都政下、東京都教育委員会（都教委）が卒業式・入学式での「日の丸・君が代」を強制する「10・23通達」（2003年）を発してから、今年10月で13年目を迎える。これまで「君が代」斉唱時の不起立等を理由に延べ478名の教職員に対し、戒告、減給、停職などの処分が下されてきた。

最高裁は、都教委による職務命令は思想・良心の自由を「間接的に制約」するが「違憲とはいえない」として戒告処分を容認する一方、減給・停職処分など累積加重処分に関しては取り消すという判決を下している。にもかかわらず、都教委はその後も不起立を貫く教員に対する減給処分、「再発防止研修」という名の人権侵害をおこない、最高裁判決を意図的に拡大解釈し報復的な攻撃をくりかえしているのである。

「日の丸・君が代」強制は、思想・良心・信教の自由への侵犯、愛国教育の強要、国家神道の鼓吹など、「国家に従順な人間」「国のために命を投げ出す人間」を制度的に輩出させることをねらった、まさに憲法改悪の先取りにほかならない。そして教育現場では、自衛隊との連携による都立高校の宿泊防災訓練、道徳教育や教科書選定等での教育課程への介入などを強化している。

安倍「壊憲」内閣の改憲策動の加速化、小池新都政下2020年「日の君」東京五輪への急発進というなかで、「日の丸・君が代」強制反対のたたかいはあらたな局面を迎えようとしている。

「心も生命も奪う壊憲NO！　11・26」集会では、歴史学者の石田勇治さんをお招きしての「ナチ時代から現代のドイツへ――過去と向き合う難しさ」と題する講演、そして「日の丸・君が代」強制反対のたたかいの現状と展望について考えていきたい。かつて、世界で最高の民主的憲法（ヴァイマル憲法）をもつと称されたドイツにおいて、何故にヒトラー政権が登場しえたのか、そして戦後ドイツがみずからの「過去の克服」をいかにしてなしとげたのか、できなかったのかを学び、現代世界のネオリベ・グローバリゼーション下の日本をめぐって検証し、新たなたたかいの糧・出発としていきたいと思います。

集会へのご参加を呼びかけます。

（上山／良心・表現の自由を！声をあげる市民の会）

＊　＊　＊

「心も生命も奪う懐憲NO！　11・26」集会
[日時] 11月26日（土）午後５時半開場、６時開会
[場所] 東京市民活動・ボランティアセンター会議室Ａ・Ｂ
（飯田橋・セントラルプラザ10階）
[資料代] 500円
[主催]「良心・表現の自由を！」声をあげる市民の会

報告◎さようなら原発　さようなら戦争大集会に全国から9500人

９月22日、降りしきる雨の中、東京・代々木公園で、「さようなら原発　さようなら戦争　大集会」が福島をはじめ全国各地から9500人が結集し開催された。

集会は第一部として、福島原発事故の被災者からの訴えと、北海道の高レベル放射性廃棄物の闘いの報告がなされた。

その中で、飯舘村の酪農家・長谷川健一さんからは、汚染土を詰めた黒いフレコンバッグが、７月現在180万個も積まれ、さらに毎月10万個くらい増え、その中へ帰還の選択を迫られる怒りを訴えた。また、北海道に避難している中手聖一さん（避難の権利を求める全国避難者の会共同代表）は、住宅支援の打ち切りは、帰還して被曝を受け入れるか、貧困に陥るか、その選択を私たちに押しつけるものだと批判した。

第二部は、呼びかけ人の澤地久枝さんのあいさつに始まり、福島原発告訴団長の武藤類子さんからは、避難解除による賠償や、住宅支援の打ち切り、子どもの甲状腺がんの問題などが訴えられた。詩人のアーサー・ビナードさんからは、核の平和利用は、実は電力のためではなく、核武装のためであり、このような原子力政策に終止符を打つためにがんばろうと訴えた。福井の宮下正一さんは、もんじゅの危険性と廃炉に向けた動きを報告し、運動のさらなる強化を訴えた。

「止めよう！辺野古埋め立て」国会包囲行動実行委員会、戦争をさせない・９条壊すな！総がかり実行委員会から、沖縄・辺野古・高江の問題や安保法制・南スーダン問題など力強く訴えられました。体をはって闘っている沖縄の人々に対し、本土での闘いをもっと強め、市民が連帯して、横につながってがんばれば絶対に勝てる、と呼びかけました。

呼びかけ人の鎌田慧さんは、今後一つひとつの原発の再稼働を止め、もんじゅ・再処理工場の核燃料サイクルを止め、闘って行くことを宣言した。

■「さようならもんじゅ　さようなら核燃サイクル集会」への結集を

政府はもんじゅ廃炉を含めた検討に着手し、もんじゅの廃炉はほぼ決定的となっている。再稼働問題と共に、安倍政権の原子力政策の最も「弱い環」として核燃料サイクルがある。その核燃料サイクルの中核を占めるのが再処理工場と高速増殖炉である。高速増殖炉開発の夢がもんじゅによって潰えるいま、核燃料サイクルそのものの破綻を明らかにし、政策全体を葬り去ることが重要な闘いである。来る12月８日に東京でもんじゅ廃炉を求め、核燃料サイクル政策の根本的転換を求める集会を行う（午後６時　日比谷野外音楽堂、午後７時半　デモ出発、主催；さようなら原発1000万人アクション）。12月８日は、もんじゅ開発が迷走するきっかけになった1994年12月８日のナトリウム漏洩火災事故と重なる日である。12月３日の現地の全国集会（敦賀市）に連動して行う。首都圏からも大結集をお願いしたい。

（井上年広／さようなら原発1000万人アクション）

「テロ等準備罪」に変装した共謀罪法案の国会上程阻止！弾圧・戦争・改憲NO！の奔流を形成しよう！

8月26日、マスコミが一斉に共謀罪再上程を報じ、首相官邸と自・公の間で暗闘が繰り広げられた結果、臨時国会上程は先送りされた。しかし共謀罪に執念を燃やしている点では政府・与党間に違いはない。安倍は9月29日の参院本会議代表質問で「パレルモ条約を締結するための法整備については、国民の理解を得られる努力を行いながら取り組む」とし、改めて意欲を示した。共謀罪の通常国会再上程は必至の情勢にある。

安倍政権は共謀罪攻防の深刻さを熟知している。06年共謀罪攻防で民主党案丸呑み詐欺まで演じ、秘密法・戦争法・刑訴法等改悪を強行した面々が相手であり、心してかかる必要がある。今回は、06年時の反対派『朝日新聞』にリークするなど、敵から様々な戦線での総力戦を仕掛けてきた可能性が強い。

たとえばマスコミ報道は「要件変え新設案 テロ等準備罪」「国際テロ対策に新法案」であった。少しは危険でなくなったと感じさせるための、あるいはテロ対策に必要だとの宣伝である。しかし、これは政府のデマを鵜呑みにしたものに過ぎない。要件はほとんど変わっていないし、内容的にもテロ等準備罪ではない。提出される法案は06年共謀罪攻防時の与党修正案とほぼ同じであり、一般共謀罪創設以外の何物でもない。

共謀罪はもともとテロ対策として提案されたものではない。国連組織犯罪条約は金銭・物質的利害目的のマフィア対策であり、思想・政治目的のテロ対策ではない。自公政権は、条約批准のためとして上程した経緯を踏まえて、20年東京五輪「テロ」対策の厚化粧をしたのだ。

■立法事実はなく、共謀罪の構成要件は変わっていない

そもそも立法事実はどこにあるのか。日本の殺人発生率は世界207位で「世界一安全・安心な国」を誇っている。またテロの脅威を騒ぎ大動員した伊勢志摩サミットでは反対集会・デモ以外は何も起きなかった。条約を批准せず、共謀罪を新設しなくても、ここ10数年、外務省・法務省・警察庁以外に誰も困っていない。逆に、裏金作りに励む警察は組織犯罪集団ではないかと論難された法執行権力は、幾多の冤罪事件に見るまでもなく証拠ねつ造にまで至っている。腐敗しきった警察・検察にオールマイティの武器を与えるわけにはいかない。

法案原案は06年の与党修正案とほぼ同じである。団体の活動として組織によって619以上もの犯罪の遂行を共謀した者は2〜5年の罪に問い、自首すれば刑を減免するという骨格は全く変わっていない。新たに変えたのは、①「団体」を「組織的犯罪集団の団体の活動」とし、②「共謀」を「計画」に変更し、③処罰要件として「準備行為が行われることが必要」だとしたことだけである。

①に変えても、窃盗・傷害・詐欺などを2人以上で話し合えば、団体・組織と見なし、共謀罪で逮捕できる。そもそも判断するのは警察だ。どこに犯罪目的を謳っている集団があるか！

集団目的形成への共謀は対象ではないのか？　いま沖縄・高江で新基地建設阻止の実力攻防が続いているが、法案が成立すれば警察は組織的威力業務妨害と見なし共謀罪弾圧に走るだろう。②は全くの子供だましである。そもそも「目配せだけで罪になる」現行共謀規定の弛緩こそが問題とされていたはずだ。③「準備行為」は、米国流「顕示行為」を言いかえ客観的処罰要件にしたにすぎない。銀行で生活資金を下ろす、登山ナイフのネットサーフィンなどを、警察が犯罪共謀と見なせば、捜索をおこなえる。しかもわざわざ「その他」と規定し、警察の判断次第だと公言している。

犯罪でない準備行為と予備罪・準備罪とは全く違う。法務省の「テロ等準備罪」の主張はデマだが、同時にそれは行為処罰刑法から予防刑法に転換させたい野望をも露わにしている。新たな刑法原理は対「テロ」戦争下の「予防」である。予防刑法は行為ではなく思想・団結を処罰する。

■モンスター化する共謀罪—戦争する国の実質改憲・治安体制総仕上げを許すな！

登場する共謀罪は、条文がほぼ同じであっても06年時とはその歴史的意味が異なる。当時は改悪盗聴法・刑訴法や秘密法がなかったからである。たとえば、従来の盗聴法の対象罪種は狭く広汎な共謀罪捜査・立証に使えなかったが、12月1日施行の改悪盗聴法以降は、詐欺など一般犯罪のネット盗聴即共謀罪逮捕になりかねない。密告奨励は、改悪刑訴法が導入した司法取引と併せて駆使すれば団結破壊は極めて容易になる。「話し合っただけで罪にする」共謀罪が改悪盗聴法・司法取引とセットになった時、民衆運動を全面監視し、恒常的に予防・弾圧・破壊する治安態勢が確立するのである。近代刑法の実行処罰原理を解体する共謀罪創設によって現代版治安維持法体制・非常事態型国家の法的骨格は完成する。文字通り戦時司法への全面転換であり、改憲—緊急事態を支える国内治安体制の構築に他ならない。私たちは盗聴法も秘密法も共謀罪もいらない！を掲げて反撃する。

今、世界各地に硝煙がたなびき「テロ」対策名目の治安法ラッシュが続いている。大不況が続く中で、支配者は対「テロ」戦争や反政府勢力・労働運動弾圧を一挙にエスカレートさせている。「テロリストに人権はない」がその合言葉であり、フランス非常事態法など自ら掲げてきた「法の支配」の破壊を進めている。なかでも安倍政権は既に東京五輪に向けた官民協力による大規模な治安行動計画『世界一安全な日本創造戦略』を実行している。共謀罪制定はその新たな先駆けでもある。

共謀罪国会上程を阻止する闘い、上程前の闘いをどう広げうるかが鍵になる。安倍官邸のフライングを徹底して叩き、上程・制定を断念させる必要がある。共謀罪永久廃案を掲げて闘ってきた私たちは既に連続した闘いに入り、地域でも労働者市民のミニ学習会が続いている。刑訴法・盗聴法改悪に賛成した日弁連も共謀罪反対会長声明を出し、単位弁護士会が連続的に反対集会を開くなど、運動は高揚の兆しをみせている。

上程を阻止する闘いを、従来の枠を超え、広く、深く展開しよう。デマ宣伝を打ち破り、労働運動・民衆運動の未来を賭けて全力で闘おう。

（石橋新一／破防法・組対法に反対する共同行動*）

＊HPは→hanchian.3zoku.com

新連載◉「生前退位」問題から、憲法と「皇室典範」について考える　第2回

象徴天皇の中に生きる「神権天皇」②

反天皇制運動連絡会　天野恵一

「万世一系」と「神聖ニシテ侵スベカラズ」の神権天皇の神話的観念は、戦後憲法から排除されたと前回書いたが、そうした観念がそこからすべてなくなったわけではもちろんない。

第二条は「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」であり、この〈世襲皇位〉という規定に、それはすべりこまされているのだ。それだけでなく、端的に第一条の「天皇は、日本国の象徴であり日本国民の統合の象徴であって」という国の象徴としての天皇という規定それ自体にこそすべりこまされているのだ。何故なら、その天皇とは、大日本帝国憲法で絶対不可侵の「現人神」であった裕仁ということはあたかも自明の前提であるかのごとく、憲法は成立してしまったのだから（国民主権下の象徴天皇を、かつての神権天皇とはまったく別、という戦後多くの憲法学者にくりかえされてきた法理が本当ならば、誰がいつどのように象徴天皇になるのかが何故問われなかったのか）。裕仁天皇が世襲の皇位につくことで「人間宣言」してみせた〈象徴と人間〉天皇の中に神権天皇はハッキリそう認識されぬがまま、ズカズカと入り込んできてしまったのである。

この間、戦後民主法学の代表的憲法学者宮沢俊義の『憲法講話』（1967年、岩波新書）を読み直していて、「表現の自由」というテーマのところで、天皇の生前退位問題を素材に論じている文章に出くわした。

「戦争が終わった翌年（一九四六年）の暮れのことだった。日本国憲法がその一一月三日に公布され、次の年の五月三日から施行されることにきまったので、帝国議会は、憲法に関係するいろいろな法律を作るのに追われていた。／一二月一六日の貴族院の本会議で、議員南原繁は、上程中の皇室典範案につき、政府にむかって、ほぼ次のような意味の質問を行なった。／『政府案は、天皇が生前に退位することを認めていない。しかし、天皇が生きているうちに、天皇の地位を退く必要が生じないとはいえないから、そのときのために、この法律に退位の手続きをきめておくのが適当ではないか。』」

この質問は国会の場を強く緊張させた。なぜなら、この高名な政治学者南原は、天皇は天皇制の安定的継承のために戦争の責任を取って退位すべしという声を発していた（この時代は支配層の中に決して少なくなかった声である）。

「この質問に対する国務大臣幣原喜重郎の答弁を、次に、貴族院の速記録から、引用しよう。／『ただ今南原さんからごく至誠をこめての御質疑がありまして、その点は、私も深く感謝するものであります。併しながら、御質疑の御趣旨は、天皇の御退位ということについて、何か規定を設けたらどうかということに帰すると思います。法律論としては今しばらく措き、実際問題といたしましては、私の考えでは、天皇はこういう場合には御退位ができる、こういう場合には御譲位ができるという規定を設けることそれ自身が、実際方面におきまして、はなはだ好ましからざる混乱の事態を生じやしないかと思うのであります。（拍手する者あり）。たとえば、インフレがひどくなったら平価の切り下げを行うべしという規定を設けられたらどうでありましょう。経済社会には一方ならざる混乱を来すだろうと思います。さようなことは、これは規定に掲げない方がいいのじゃないかと思います。』」（傍点引用者）。

このように退位への通路を法的につくりだそうという南原の主張を、もう「典範」はただの法律なのだから、必要なときに変えればいいじゃない、という論理でかわした幣原は、「平価（ヘイカ）の切り下げ」と「陛下の切り下げ」をひっかけた自分のシャレが南原に通じなかったと嘆いていたとのエピソードをつたえながら宮沢は、自身当時貴族院議員だったが、緊張していて、誰もシャレがわかっていなかったようだ、とここで語っている。そして、天皇について「駄じゃれをもてあそぶこと」ができるようになった国会の「言論の自由」拡大、この変化の「革命的」意義を、そこで論じ続けている。

しかし、今回の天皇の「生前退位メッセージ」を前にして国会は、〈ヘイカ〉にジョークを飛ばすようなムードは、ゼロ。天皇自身の違憲行為を前に、そのことには決してふれず、ヘイカのゴイコウとしての〈セイゼンタイイ〉に〈セイゼン〉と足並みを揃え続けているのみだ。

皇室の子供にまで〈サマ・サマ〉づけの絶対敬語にしばりつけられたマスコミの世界では、天皇制批判はタブー。

天皇制批判の自由をつくりだそうとした占領政策の時間に生み出された、宮沢のいう「革命的」変化は、本当は、それほどのものではありえなかったのだ。「大日本帝国憲法」下を支配した「不敬」の観念に金縛りになっているマスコミ・政治家の世界（野党もそろって「生前退位」案づくりに向かいだした）。

この局面でも、私たちは、神権天皇の「不敬」の観念が、代替わりした象徴明仁天皇制下にもまだまだ生き続けているという事実を眼前にしているのだ。

違憲の発言であることなど無視して、陛下の意向をくみとろう、という〈セイゼン〉たる大合唱の中に神権天皇は生きている。

状況批評

改憲項目の「絞り込み」と「家族」をめぐる動き（上）

山口智美（モンタナ州立大学教員）

７月の参院選の結果、改憲勢力が衆参両院で憲法改正の国会発議が可能となる、３分の２を超える議席を確保した。９月末から臨時国会が始まり、休止していた憲法審査会での審議も再起動する見込みで、10月現在、自民党が2012年４月に発表した改憲草案を議論のたたき台とするのことの是非について国会の質疑が行われている。

自民党が野党時代に作った改憲案は、「国防軍の保持」や「天皇の元首化」などが盛り込まれ、野党との交渉の障害となっているという声が党内でも上がり、草案の絞り込み論が出ているという。そして、安倍首相は草案自体は変更せずにベースとして議論してほしいと言いつつ、他党の主張を取り入れる姿勢も示した（『日経新聞』９月30日）。

果たしてどのような「絞り込み」になるのだろうか。2014年９月に発行された、百地章監修の冊子『女子の集まる憲法おしゃべりカフェ』（明成社）は日本会議系のグループが女性を対象に改憲をテーマとして行っている勉強会で使われている。この冊子で扱われているのは、緊急事態条項、環境権、13条、24条、９条だ。また、2014年10月に設立された、日本会議フロント団体の「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（櫻井よしこ・田久保忠衛・三好達共同代表。以下「国民の会」と略称）が2015年に完成させ、現在上映運動を展開している憲法改正ドキュメンタリーDVD『世界は変わった。日本の憲法は？』（百田尚樹総指揮、櫻井よしこ・百地章監修、津川雅彦ナレーション）で扱われているのは、9条、緊急事態条項、24条の家族保護条項だ。私が何度か行ってみた右派の改憲集会や勉強会でも、優先事項として扱われていたのは９条、緊急事態条項、24条だった。

右派シンクタンクの日本政策研究センター機関誌『明日への選択』の９月号に、同センター代表で安倍首相のブレーンと言われる伊藤哲夫が「『三分の二』獲得後の改憲戦略」という文章を書いている。この中で伊藤は、「当面は衆参の憲法審査会での議論促進、さらに言えば改憲項目の一日も早い絞り込み」が改憲派の共通認識であると述べる。そして、護憲派に統一戦線を作らせないために、「平和、人権、民主主義の否定」という主張への反論はとりあえずやめ、憲法に不足しているところを補う「加憲」を主張するべきだとする。この「加憲」項目として伊藤が挙げるのが、①前文に「国家の存立を全力を持って確保し」といった言葉を補うこと、②９条に３項を加え、「ただし前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない」といった規定を入れること、③緊急事態条項を加えること、④13条と24条を補完する「家族保護規定」を設けること、の４点だ。

このように、改憲項目として絞り込まれるものは、自民党や改憲派団体の発信を見ていると、9条、緊急事態条項、家族保護条項（13条、24条に関連）、前文あたりだとおおよそ見当がつく状況にある。特に現時点で、自民党や日本会議により最優先事項とされているのは、緊急事態条項だ。９月には百地章『緊急事態条項Ｑ＆Ａ～いのちと暮らしを守るために』（明成社）という冊子も発売され、日本会議や国民の会が積極的に宣伝している。

また、最近までメディアでの報道が少なく注目されてこなかったが、優先項目として実は必ず日本会議などの右派団体や自民党が挙げてきたのが家族保護条項だ。自民党改憲案は24条に「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」という「家族保護条項」を追加するというもの。個人ではなく家族を社会の基本的単位に変え、人々に家族同士の助け合いの義務を課す内容だ。さらに現行24条の「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」の「のみ」を削除しており、婚姻に際して当事者以外の第三者の意思が入る可能性も出てくる。重大な変更だが、「家族の絆」の大切さを説く家族保護条項は有権者の反発を招きづらく、取り込まれやすいことが危惧される。

歴史を振り返ってみても、1954年、当時の自由党が憲法調査会（岸信介会長）を作って戦後初めて改憲案をまとめた時から、9条とともに改憲の俎上に上がり続けてきたのが24条だった。この時には、戦前の家族制度の復活が議論されたという。70年代には、ウーマンリブ運動の広がりや国連女性の10年など国際的な動きもあり、性差別撤廃への機運が高まったが、政府自民党はこうした流れに逆行し、1979年に「家庭基盤充実に関する対策要綱」を発表し、「大家族主義」の再編を進めようとした。女性に家族、育児、介護の責任を負わせ、福祉を後退させようとしたのだ。

90年代中盤からは、日本会議や右派色の強い自民党議員らが選択的夫婦別姓に反対し、2000年代、安倍晋三らは男女共同参画へのバッシングをリードした。2006年には、第一次安倍政権の下で教育基本法が改悪され、「家庭教育」の項目が新たに導入されている。そして2013年、最高裁の決定により婚外子の相続差別が違憲とされ、民法改正が行われたが、右派自民党議員はこれにも反対し、「伝統的な家族の形を守る」ことを目的として党内に「家族の絆を守る特命委員会」を発足させた。

このように、右派は育児や介護の社会化、選択的夫婦別姓、男女共同参画、婚外子の相続差別撤廃などはすべて「行きすぎた個人主義」や「家族の崩壊」という理由づけで反対してきた。個人より家族を重視し、女性の家事、育児、介護などの負担を増やし、性別役割分業を強化する政策提案を繰り返してもきた。そして今、右派及び自民党は、現行憲法24条は家族を崩壊させる条文であるから、「家族の絆」を守るために変える必要があると主張し、運動を展開している。

（次号に続く）

憲法を観る

「沖縄うりずんの雨―戦後70年、沖縄は問いかける」

ジャン・ユンカーマン監督（2015年・日本、148分）

シグロ30周年記念として制作された、2時間28分の長編ドキュメンタリー作品。監督のジャン・ユンカーマンは1975年に沖縄訪問。コザで反戦兵士たちの支援にかかわる中で、占領は終了してもなお、米軍の支配下にあり凄まじかった沖縄戦の傷を残したままの沖縄の実態を伝えることが自分の人生の仕事の一つと考え、映画製作を決意する。「うりずん」とは冬が終わり台地が潤い、草木が芽吹く３月ごろから沖縄が梅雨に入る５月くらいまでの時期を表す言葉で、４月１日から開始された沖縄地上戦がこの時期に重なり、戦後７０年たった現在も、この時期になると沖縄戦の記憶が甦り体調を崩す人たちがいることからタイトルに使用した。英語のタイトルは「the Afterburn」（炎が消えた後も火傷が深くなっていく）である。

映画の冒頭は１853年の５月にペリー率いるアメリカ海軍の艦隊が徳川幕府に開国を迫る拠点にするべく琉球政府の許可なく上陸するところから始まる。このときすでにペリーは東アジア進出の足掛かりとして沖縄占領を計画していたのだ。そして、場面はその92年後の1945年。人口59万人の島に54万の米軍が攻め入り、沖縄県民の４人に１人が戦没したと言われるほどの過酷な地上戦に勝利した米軍がペリー時代から念願だった沖縄占領が現実となったシーンにつながる。

映画は４部構成で、第１部「沖縄戦」第２部「占領」第３部「凌辱」そして第４部「明日へ」となっている。各部に元米兵、沖縄県民、元日本兵など関連した証言者が登場する、全ての証言が重要だが、特に印象に残ったのは、壕から出てきた避難民が米兵の銃と自分の頭を指さし、殺せと暗示、捕虜になったら何をされるかわからないと教えられ、死ぬことばかり考えていたと語る老女、知花昌一もガマの中での地獄がなぜ起きたのか、その追及が大事だと共通の問題が提起される。「生きて虜囚の辱めを受けず」の戦陣訓は、日本軍の捕虜虐待にも反映していることだ。また、写真家の石川真生は沖縄の歴史を絵巻物にして各地で展示してきた。その一部が紹介され、黒人対白人の図式と沖縄対ヤマトの図式が似ていると指摘した。歌人玉城洋子は、今なおうりずんの頃に体調を崩す沖縄人を詠んで「悲しみか怒りか　胸を掻き毟る　今夜小さき　虫の蠢く」を紹介。Wamの館長池田恵理子は沖縄が本土の防波堤として捨て石にされる時、各地から集められた兵士のための慰安所がつくられ、戦後も性暴力が続いていると証言している。証言と映像によって語られる沖縄の歴史は占領の悲劇だけではなく、1950年代からの島ぐるみ闘争による基地撤去の不屈な闘いの歴史でもある。監督はそのこともまた敬意をもって伝えたいと語る。

（森本孝子／平和憲法を守る荒川の会）

憲法を読む

『軍艦島に耳を澄ませば―端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記録』

長崎在日朝鮮人の人権を守る会著　　社会評論社刊　2300円＋税

「往昔の戦艦『土佐』に似ているというので『軍艦島』と呼ばれている」と紹介されている「端島」は長崎県にある孤島で、面積0.1平方キロメートル、周囲1.2キロメートルの岩礁地を高さ10メートル余の防波堤で囲んだ炭鉱の島だ。野天に石炭が露出していたそうで、1810年ころから鍋島氏により採炭が始まったという。その後1890年に三菱が買収し深層部の海底炭層の開削に進んで行く。石炭の質が優れていて三菱鉱業所の宝庫となった。島の東と南地区を埋め立てで拡大し住宅を建設、採炭労働者を順次増加して最盛期の1945年には5300人になっていた。エネルギー革命で各地の炭鉱が閉鎖しても端島は1974年の閉山まで稼働した。

「2007年に６県11市の自治体が合同で『九州・山口の近代化産業遺産群』として世界遺産暫定一覧表への追加を文化庁へ提案した。」という事が起こった。提案した22資産のうちに、労務者として朝鮮人、中国人を強制動員した施設が含まれていた。この書の著者になっている「守る会」がそれを問題にすると、解決策として、1910年までの遺産に限定するという姑息な方法を国は考えだした。1910年は日本国による朝鮮合併の年で、韓国政府の批判をかわすための策だ。人気の出始めた端島を外すのを惜しんでのことだ。

戦争中に朝鮮、中国から強制連行して苛酷な条件下で使役した鉱山は日本各地に広がっている。少しずつその実態がわかってきてはいるが、体験者存命の時間の壁も迫ってきていることもたしかだ。どの労働現場も筆舌に尽くしがたい苛酷さであったけれど、ここ端島は絶海の孤島で、海底に潜る坑道があるのみの小さな世界、ひしめく労働者住宅のそのまたいちばん下層の劣悪住居環境。１日２交代制の勤務。非人間的な食事…。

長崎の原爆に巻き込まれた朝鮮からの労働者の被害を追及するグループが、端島の強制労働の記録も発掘、調査を行い、生存者を探して証言を得、まとめてきた成果がこの書になった。日本の各地の目に余るヘイト行為の数々に眼を覆いたくなるが、一方、過去の過ちに真摯に向かい合う人たちのいることには胸が熱くなる。

1910年で指定範囲を限定して批判を逃れたつもりかもしれないが、現存している構造物は殆ど1910年以後のもので、経年劣化により崩壊寸前になっている。しかし指定以外のものには修理代や復元代は出ない。指定以後端島を訪れる観光客はたしかに増えているが、小船で渡り、ガイドの案内範囲しかみることができないという。それもいつまで可能なのか。自国の歴史を見えなくしようとしても、小手先のゴマカシではかえって罪が深くなるだけだ。

この書では、「監獄島」「地獄島」として朝鮮、中国の人たちに記憶されている端島惨酷史、強制連行労働者の海底での呻き、長崎原爆の後片付けの際の被曝のことなど教えられることが実に多い。向きあわねばならないことはたくさんある。

（梶川涼子／事務局）

反改憲ニュースクリップ

2016年9月13日〜10月11日

安倍首相、自民改憲草案を撤回せず

【9月13日】〈自民党〉参院憲法審査会の柳本卓治会長を続投させる方向で調整に入る。党憲法改正推進本部人事では、本部長代理に中谷元・前防衛相と柳本を内定。船田元・本部長代行、上川陽子事務局長は留任する。**〈原発政策〉**原子力規制委が、九州電力川内原発1、2号機の重大事故対策として九電が当初計画していた免震重要棟の建設を撤回するとした方針を了承。**〈高江〉**防衛省が、沖縄の米軍北部訓練場でのヘリパッド建設のため、陸自の大型輸送ヘリCH47を使って大型重機などを運搬。

【9月14日】〈靖国神社〉日本遺族会の九州・沖縄ブロック会議が開かれ、福岡県遺族連合会（古賀誠会長）が、A級戦犯の靖国神社からの分祀の問題について議論を始めるよう遺族会中央本部に申し入れたいと提案し、承認される。

【9月15日】**〈自民党〉**自民党が、今秋召集の臨時国会から本格化する改憲議論に関し、2012年に策定した党憲法改正草案を基にした改憲条項の絞り込み案を新たに作成する方針を固める。他方、党執行部は保岡興治の続投で調整していた衆院憲法審査会長を交代させ、後任に党憲法改正推進本部の森英介本部長を充てることも決めた。後任の本部長には保岡が就く。昨年6月の憲法審で自民党推薦の参考人が安全保障関連法案を違憲と主張し与党にダメージを与えたため、「保岡氏は戦犯の一人」と、続投に異論が出ていた。審査会筆頭幹事には中谷元・前防衛相を充てる。**〈民進党〉**臨時党大会で蓮舫代表代行を新代表に選出。**〈安保法制〉**陸自が安保関連法に基づく駆けつけ警護などの新任務の実動訓練を開始したことが判明。

【9月16日】〈辺野古〉翁長雄志沖縄県知事が辺野古の埋め立て承認の取り消し撤回に応じないのは違法だと国が訴えていた訴訟で、福岡高裁那覇支部が知事の対応を違法と判断。裁判長は、普天間基地の危険性を除去するには辺野古移設以外にはないと判示。**〈共謀罪〉**政府が共謀罪新設を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改定案について、臨時国会に提出しない方針を固める。**〈石垣島〉**沖縄県石垣市議会が、石垣島への自衛隊配備に関する初の推進決議を与党の賛成多数で可決。一部の市議が海上自衛隊の優先配備を訴えて分裂していた自民が一致して賛成した。公明は採決を退席。

【9月17日】〈公明党〉都内で党大会を開き、山口那津男を代表に正式に選出。5期目となる。山口はあいさつで改憲について「どこを改正するかの議論は、まだ衆参両院の憲法審査会で行われていない。国民の理解をじっくりと促しながら、国会で幅広い合意形成を進めていくべきだ」と述べる。

【9月19日】〈安保法制〉成立から1年。国会前では2万3000人が抗議集会開く。

【9月21日】〈維新〉日本維新の会が憲法改正推進委員会の初会合を開き、各党に改憲項目の絞り込みを呼び掛ける方針を確認。**〈高江〉**米軍ヘリパッド建設で、市民約200人が建設予定地N1地区出入り口に集まって抗議。警察は機動隊など約300人を動員して強制排除した。大規模衝突は沖縄防衛局が工事を再開した7月22日以来、2カ月ぶり。**〈原発政策〉**政府が原子力関係閣僚会議を開き、高速増殖炉もんじゅについて「廃炉を含め抜本的見直しを行う」ことを決める。**〈福島原発事故〉**東電が、避難指示区域内の農林業の営業損害賠償について、一律での賠償は2018年度分で打ち切る方針を明らかに。**〈安保法制〉**防衛省が、有事の際に医師免許のない隊員にも一部の医療行為を可能にすると発表。

【9月22日】〈在沖米軍〉沖縄本島北端から東に約150キロの海上で、在沖米海兵隊に所属する米攻撃機AV8ハリアー1機が墜落。パイロットは脱出。日本側の被害は確認されず。

【9月23日】〈自民草案〉安倍首相が訪問先のキューバの首都ハバナでの会見で、「憲法改正は自民党の党是だ。国会が発議して最終的には国民投票で決まる。国民的な議論を深めていく必要がある。自民党の担当者には努力を深めていただきたい」と述べる。**〈TPP〉**安倍首相が、秋の臨時国会でTPPの承認案件と関連法案の早期成立に全力を挙げる方針を示す。**〈原発政策〉**福井県の西川一誠知事が、もんじゅの抜本見直し方針について「地元無視」と批判。**〈生前退位〉**政府が「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」を設置。経団連の今井敬名誉会長ら6人がメンバー。10月に初会合へ。

【9月26日】〈臨時国会〉第192臨時国会が召集され、安倍首相が衆参両院で所信表明演説。「憲法はどうあるべきか。日本が、これから、どういう国を目指すのか。それを決めるのは政府ではありません。国民です。そして、その案を国民に提示するのは、私たち国会議員の責任であります。与野党の立場を超え、憲法審査会での議論を深めていこうではありませんか」と呼びかけ。また、「我が国の領土、領海、領空」を守り抜くために、「今この瞬間も、海上保安庁、警察、自衛隊の諸君が、任務に当たっています」と述べた後、「心からの敬意を表そうではありませんか」と呼び掛けると、自民党議員がこれに呼応して起立・拍手を送る場面もあった。**〈維新〉**日本維新の会の馬場伸幸幹事長が会見で、民進党の野田佳彦幹事長が自民党改憲草案の白紙撤回を求めたことを非難。「（草案は）他党のことだ」と指摘し、「民進党が、憲法改正するならば何をするのかを出すべきだ。自民党の憲法草案をいくらけなしても、そういう部分にはつながっていかない」と述べる。**〈野党共闘〉**共産党の志位和夫委員長が、23日の民進党・蓮舫代表ら野党4党の党首会談の席上、「安倍晋三政権下での憲法改正に応じない」とする民進党の岡田克也前代表時代の合意事項を再確認したとの認識を示す。

【9月27日】〈自民草案〉安倍首相が衆院本会議での代表質問で、民進党など野党が自民党改憲草案の撤回を求めていることに対し「撤回しなければ議論できないとの主張は理解に苦しむ」と拒否し、「大切なのは各党がそれぞれの考え方を示すことだ」と主張。／自民党の下村博文幹事長代行が会見で、「（自民党の）草案ありきで憲法審査会で議論して頂きたい、という風には考えていない」と述べる。**〈自民党〉**総務会で、党憲法改正推進本部長に前衆院憲法審査会長の保岡興治元法相を充てる人事を正式に了承。**〈ヘイトスピーチ〉**人種差別的な発言やネット上の書き込みで精神的苦痛を受けたとして、ジャーナリスト李信恵さんが在特会と前会長に損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁が名誉棄損を認め、賠償を命じる。**〈原発政策〉**九電が川内原発1、2号機の特別点検を開始。熊本地震の影響をチェックする。

【9月28日】〈自民党〉国家基本問題研究所が開いた改憲問題に関するシンポで、下村幹事長代行が、「前文と9条2項を改正

するのがストレートだ」と述べる一方、「９割の国民が『（改憲は）当然だ』と思う項目から着手すべきだ」とも主張。

【９月29日】〈自民草案〉安倍首相が参院本会議での代表質問で、改憲について「合意形成の過程で特定の党の主張がそのまま通ることはないのは当然だ」「各党がそれぞれの考え方を具体的に示した上で、建設的な議論が進められることを期待する」などと述べる。〈原発政策〉日立、東芝、三菱重工の３社が原発の燃料事業を統合する方向で調整していることが判明。福島原発事故の影響で経営環境が悪化。

【９月30日】〈自民草案〉民進党の細野豪志議員が衆院予算委で、「（自民党の）草案は（基本的人権の価値をうたった）憲法97条を削除している」などとして白紙撤回するよう安倍首相に迫ったが、首相は「（撤回する）意味が分からない。まずは（草案を）ベースに議論をお願いする」として、応じず。〈生前退位〉横畠内閣法制局長官が衆院予算委で、憲法改正、あるいは皇室典範の改正によらずとも、特別措置法で生前退位に対応することは、法制上可能だとの見解を示す。〈南スーダンPKO〉安倍首相が衆院予算委で、陸上自衛隊がPKOに参加している南スーダン情勢に関して、７月に国内勢力同士が衝突して以降、「双方が敵対行為の停止を表明した」と指摘し、PKO参加５原則は維持されていると強調。陸自の「駆け付け警護」については「さまざまな状況を慎重に検討し、適切に判断する」と述べる。〈核廃絶〉衆院予算委で、民進党の辻元清美議員が、稲田朋美防衛相が就任前に核兵器保有の検討を行うべきだとの趣旨の発言をしていたことを取り上げ、撤回を要求するも、稲田は「非核三原則を堅持し、核のない世界に向け全力を尽くす」とかわす。〈原発政策〉日印両政府が、モディ首相が11月中旬に来日して安倍首相と会談するのに合わせて、インドへの原発輸出を可能とする原子力協定に署名する方向で調整に入る。

【10月１日】〈原発政策〉政府が、東電を公的管理下に置く期間を延長する方向で調整へ。2017年４月から経営への関与を徐々に減らす予定だったが先送り。

【10月２日】〈安保法制〉政府が、安保関連法の成立を受けた日米物品役務相互提供協定（ACSA）の改定承認案を10月中にも国会提出する方針を固める。「現に戦闘が行われている現場」以外であれば弾薬提供できるようになる。また、弾薬提供できるケースとして、「存立危機事態」「重要影響事態」「国際平和共同対処事態」を付け加える。

【10月３日】〈自民草案〉野田佳彦・民進党幹事長が、「安倍首相は答弁のなかで、（自民党）憲法（改正）草案の中身に関わる話になると、言及を避けようとする。『（衆院）憲法審査会で議論すればいいのではないか』というスタンスで、真正面からきちっと答えようとしていないところに違和感がある」と会見で指摘。〈共産党〉共産党の小池晃書記局長が、民進党が将来的に憲法改正を目指すとしても、当面の国政選挙での協力などに問題はないとの認識を示す。〈慰安婦〉安倍首相が衆院予算委で、元慰安婦へのお詫びの手紙について「毛頭考えていない」と発言。〈原発政策〉原子力委員会の専門部会が原発事故の賠償制度に関する審議。現行の電力事業者の無限責任を維持するかどうかで意見がまとまらず。

【10月４日】〈自民草案〉石破茂前地方創生担当相が、野党時代の2012年に策定した自民党憲法改正草案に関して、「自民党所属の国会議員の半数近くは憲法改正論議に携わっていない」と指摘し、若手議員の理解を深める必要性を強調。／河野洋平元衆院議長が、安倍首相が目指す改憲について「現行憲法で何か不自由があるか。国民が不自由だという圧力が強いならばやればいいが、不自由はないように思う」とBSフジ番組で発言。〈民進党〉党憲法調査会の会長に、枝野幸男前幹事長を充てる人事を決める。枝野は安倍政権下での改憲に慎重な立場。また、旧民主党時代の2005年に策定した「憲法提言」を踏襲しない方針を固めたことが判明。〈慰安婦〉河野洋平元衆院議長が、元慰安婦への謝罪の手紙を安倍首相が「毛頭考えていない」と発言したことに関し、「もっと寄り添った言い方があった。人間性の問題」と批判。

【10月５日】〈自民草案〉民進党の蓮舫代表が参院予算委で、自民草案の「家族は互いに助け合わなければならない」との条項に「夫婦が不平等だった昔に戻るのではないか」と懸念を表明。安倍首相は「憲法審査会での議論がふさわしい」として、是非に踏み込まず。〈自民党〉自民党の中谷元・憲法改正推進本部長代理と公明党の北側一雄・憲法調査会長が会談。憲法改正に向けた議論の進め方について意見交換したとみられる。〈原発政策〉経産省が「東電改革・１F問題委員会」の初会合を開く。収益改善には柏崎刈羽原発の再稼働が焦点になるとする。

【10月６日】〈原発政策〉九電が川内原発１号機の定期検査に入る。来年１月６日まで。新規制基準に合格し再稼働した原発が定期検査に入るのは初。／原子力規制委が、運転開始から40年を迎える関電美浜原発３号機の審査書を正式決定。関電は、安全対策工事の完了を2020年春ごろと見込み、再稼働はそれ以降になる。〈在日米軍〉日米両政府が、米軍属の範囲縮小に向け、日米地位協定を補う「補足協定」の締結で合意していたことが判明。米軍属には米側に優先的裁判権が認められている。〈福島原発事故〉電気事業連合会が、事故に伴う賠償と除染費用が計画より８兆円上回るとの試算をまとめたことが判明。

【10月７日】〈維新〉日本維新の会の小沢鋭仁憲法改正推進委員会長が、自民党の保岡興治憲法改正推進本部長、公明党の北側一雄憲法調査会長と個別に会談し、速やかに憲法審査会を開催し、改憲に向けた具体的な議論を始めるよう要請。〈死刑〉日弁連が人権擁護大会を開き、2020年までの死刑制度廃止と終身刑の導入を国に求める宣言を採択。出席者786人中、546人が賛成。

【10月８日】〈在沖米軍〉菅官房長官が那覇市で翁長知事と会談。米軍北部訓練場7800ヘクタールのうち4000ヘクタールの年内返還を目指す考えを初めて伝える。知事は一定の評価。〈南スーダンPKO〉稲田防衛相が南スーダンの首都ジュバを訪問。PKOに参加している陸自の活動や現地治安状況を視察。

【10月９日】〈公明党〉山口代表がラジオ番組で憲法問題語る。国際貢献の必要性を９条に「加憲」するとの考えについて「憲法にそういう理念が既に入っているとの見方もある。（明記の必要性を）もう少し丁寧に議論していい」。

【10月11日】〈夫婦別姓〉結婚後に旧姓の使用を希望したのに戸籍性の使用を強要され人格権を侵害されたとして、女性教員が日本学校第三学園に旧姓使用と損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁が請求を退ける。

集会・行動情報　11／2～12／3

▶11月2日（水）辺野古に土砂を送らせない! 11・2沖縄と東京北部を結ぶ集い◆資料代500円◆お話：阿部悦子さん（辺野古土砂搬出反対全国連絡協共同代表）◆辺野古・高江、現地からの報告◆18：00開場◆豊島区生活産業プラザ多目的ホール（JR・私鉄池袋駅東口）◆「沖縄と東京北部を結ぶ集い」実行委員会

■日韓「合意」は解決でない　アジアの「慰安婦」被害者たちは訴える! ◆参加費1000円◆開場18：00◆大阪北区民センターホール◆日本軍「慰安婦」問題解決全国行動、日本軍「慰安婦」問題解決関西ネットワーク

▶11月3日（木・休日）憲法公布70年　秋の憲法集会◆参加費500円◆講演：栗田禎子（千葉大教授）「混迷する南スーダンの情勢と自衛隊の派兵」、石川健治（東大教授）「立憲主義の破壊と戦後の終わり」◆14:00◆在日本韓国YMCA地下ホール（水道橋駅、地下鉄神保町駅）◆解釈で憲法9条を壊すな!実行委

■"死の商人"から買い物したくない とめよう! 武器輸出～いま消費者ができること◆資料代:800円（会員500円）◆講師：望月衣塑子（東京新聞記者）、杉原浩司（武器輸出反対ネットワーク代表）◆13:30～16:30◆連合会館501会議室（JR御茶ノ水駅、地下鉄新御茶ノ水駅）◆日本消費者連盟、消費者・生活者9条の会

■2016憲法を考える神奈川県民集会◆資料代500円◆開場12：00◆戸塚区民センター（JR戸塚駅）◆映画「戦車を止めるたたかい1972年夏」◆お話：我部政明（琉球大教授）、シンポ：露木順一（元開成町長）、鷹巣直美（「憲法９条にノーベル賞を」実行委）、新倉裕史（非核市民宣言運動ヨコスカ）◆かながわ憲法フォーラム

■9条の会・おおさか講演会「ストップ改憲!ゆるすな戦争法」◆開場12：30◆講演：小森陽一（九条の会事務局長）◆ドーンセンター7Fホール（京阪・地下鉄天満橋駅）◆九条の会・おおさか

■なくそう!　官製ワーキングプワー大阪集会 vol4◆参加費500円◆分科会：10：00～12：00（官製ワーキングプワー入門講座など５つ）◆全体集会13：00～16：40◆エルおおさか６階（京阪・地下鉄天満橋駅）◆主催：官製ワーキングプワ大阪集会実行委

▶11月6日（日）やめろ! 南スーダン派兵　つぶせ! 共謀罪　沖縄新基地建設許さない! 戦争も改憲もNO！新宿デモ◆14：00集合、15：00デモ出発◆新宿・柏木公園（新宿駅西口）◆戦争も改憲もNO！新宿デモ実行委

■米軍基地いらんちゃフェスタ in 丹後2016◆12：00交流イベント、13：00集会、15：00デモ◆丹後文化会館（京丹後市峰山）◆主催：米軍基地建設反対丹後連絡会、米軍基地建設を憂う宇川有志の会

▶11月7日（月）南スーダンPKO　自衛隊派遣の危険性を問う～現地からの報告～◆参加費500円◆講師：今井高樹（JVCスーダン事務所現地代表）◆18：30◆池袋生活産業プラザ３階大会議室（JR・私鉄池袋駅東口）◆城北法律事務所

■辺野古新基地建設反対防衛省行動◆18：30◆防衛省正門前（JR・東京メトロ・都営地下鉄市ヶ谷駅下車）◆辺野古への新基地建設を許さない実行委

▶11月11日（金）講演・討論会「共謀罪法案の国会上程を阻止しよう」◆資料代500円◆講演：中野晃一（上智大教授）、提起：足立正勝（関東学院大名誉教授）◆開場18：00◆文京区民センター2A（地下鉄後楽園・春日駅下車）◆共謀罪に反対する国際共同声明、破防法・組対法に反対する共同行動

▶11月13日（日）川内原発再稼働阻止全国集会◆集会13：00、デモ出発14：00◆鹿児島中央駅東口広場◆Stop！川内原発・鹿児島実行委

▶11月19日（土）結成５周年「脱原発をめざす女たちの会」11・19集会◆開場13：30◆1000円◆星陵会館（地下鉄永田町・溜池山王駅）お話：石丸小四郎（双葉地方原発反対同盟）、千葉親子（3・11甲状腺ガン家族の会代表世話人）◆歌：YUKARIさん◆講演：石川賢治（福井原発訴訟＜滋賀＞弁護団事務局長）◆脱原発をめざす女たちの会

■アジア連帯講座：公開講座「徹底批判：自民党改憲草案　天皇元首化、国防軍創設、人権抑圧、首相権限の強化」◆講師：清水雅彦（日本体育大学教授、九条の会世話人、戦争をさせない1000人委員会事務局長代行）◆18：30◆文京シビックセンター会議室２（3階）（地下鉄後楽園・春日駅）◆資料代500円◆アジア連帯講座

▶11月20日（日）生前退位!?　皇族解散しろ 11・20天皇制いらないデモ◆集合・12：45、デモ・14：00◆井の頭公園三角広場（京王井の頭線井の頭公園駅）◆11・20天皇制いらないデモ実行委

▶11月26日（土）秋の憲法集会──武力で平和はつくれない! 憲法改悪をとめよう! ◆参加費1000円◆講演：青木理「安倍政権と日本会議の正体」◆13：00開場◆国労大阪会館（JR環状線天満駅、地下鉄扇町駅下車）◆とめよう改憲！おおさかネットワーク

▶11月27日（日）オスプレイの横田配備反対! 辺野古の新基地・高江のヘリパッドも許さない福生集会◆資料代600円◆開場13：30、デモ出発16：30◆福生市さくら会館第3集会室（JR青梅線牛浜駅）講演「日本の武器輸出はどうなっているか」：望月衣塑子さん（東京新聞）◆横田行動実行委員会**■川内原発は2度と動かさない御堂筋デモ**◆14：00◆新阿波座公園（地下鉄本町駅下車）◆とめよう原発関西ネット

▶12月3日（土）許すな! 軍拡予算　肥らせるな! 軍需産業　作るな! 米軍・自衛隊基地 12・3討論学習集会◆資料代500円◆18：00◆文京区民センター３C会議室（地下鉄後楽園・春日駅）◆吉沢弘志、池田五律、杉原浩司、中村利也◆共催：有事立法・治安弾圧を許すな！北部集会実行委員会、立川自衛隊監視テント村、パトリオットミサイルはいらない！習志野基地行動実行委員会

▶「反改憲」運動通信：１部400円（月１回発行／第12期：2016年6月～2017年5月）
▶事務局・連絡先：〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町1-21-7　静和ビル2A　淡路町事務所気付
▶Tel & Fax：03-3254-5460 ▶E-Mail：han-kaiken@alt-movements.org ▶Web：http://www.alt-movements.org/han-kaiken/
▶年間定期購読料：4000円（2016.6～2017.5）　▶郵便振替：00190-7-11558 「反改憲」運動情報通信